

令 8 薬 務 第 2 3 8 号  
令和 8 年（2026 年） 4 月 9 日

一般社団法人山口県医師会長  
公益社団法人山口県歯科医師会長  
一般社団法人山口県薬剤師会長  
一般社団法人山口県病院協会  
山口県病院薬剤師会長  
公益社団法人山口県看護協会  
一般社団法人山口県医薬品登録販売者協会  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会山口県支部  
山口県薬業卸協会  
山口県製薬工業協会  
山口県医薬品配置協議会  
山口県医療機器販売業協会

様

山口県健康福祉部薬務課長

厚生労働省医薬局所管法令等に基づく申請等の手続における旧氏使用に  
ついて

このことについて、厚生労働省医薬局から別添のとおり通知がありましたので、貴会  
員への周知をお願いします。

なお、通知の電子ファイルを下記ホームページに掲載しています。

記

薬事・令和 8 年度厚生労働省等通知（薬局・医薬品等販売業）

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/340528.html>)

薬事班

担当 石津

TEL 083-933-3020

FAX 083-933-3029

事務連絡  
令和8年3月31日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局

厚生労働省医薬局所管法令等に基づく申請等の手続における旧氏使用について

令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、関係府省は、婚姻により氏を変更した人が不便さや不利益を感じることをないように、旧氏使用の更なる拡大やその周知に取り組むこととされており、当省所管の法令に基づく行政手続に関する旧氏使用につきましては、先般当省公式ホームページにおいてその解釈を示したところです。

つきましては、厚生労働省医薬局が所管する法令等の規定（他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、通知等における旧氏の取扱いについて、下記のとおり周知いたします。

#### 記

- 1 厚生労働省ホームページ（URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index_00003.html)）にて厚生労働省所管法令等に基づく申請等の手続について、旧氏使用可能な手続を掲載しております。
- 2 当局所管法令等に基づく申請等の手続については、旧氏の併記を希望する場合は、旧氏を併記することができます。
- 3 本人確認時の対応  
旧氏併記を希望する場合であって、当該手続が所管法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写しや個人番号カード等の公的な証明書類を提出させるようお願いいたします。

#### 4 自治事務の取扱い

各地方公共団体においては、自治事務において申請者等の氏名の記載を求める手続について、本通知を踏まえ、旧氏の使用について積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通知は、自治事務について、各地方公共団体の判断により、本人確認に支障がないものとして既に単記等を認めているものがある場合には、当該運用を妨げるものではありません。